

岡山市就農促進トータルサポート事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 農村における高齢化の進展等から農業の担い手不足は恒常化している。農村の健全な発展と地域活性化に必要不可欠である新規就農者の確保・育成のため、予算の範囲内において岡山市就農促進トータルサポート事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、就農促進トータルサポート事業実施要領（平成21年4月1日付け農営第19号岡山県農林水産部長通知。以下「県実施要領」）及び岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県実施要領第4の2に定められた事業であって、補助事業者が研修費の3分の1以上又は年額換算で500千円のいずれか低い額の助成を行う事業とする。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、県実施要領第4の2に基づく事業については、市内に事業所を有する農業協同組合又は農業生産法人等とする。ただし、市税を完納していない者は、補助事業者としない。

(補助金額)

第4条 県実施要領第4の2に基づく事業の補助金額は、予算の範囲内において研修費の3分の2以内又は年額換算で1,000千円のいずれか低い額とし、得られた額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、市税納付状況確認同意書（様式第1号）とする。

(着手届及び完了届)

第6条 規則第15条ただし書の規定に基づき、同条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しないものとする。

(関係書類の整備)

第7条 補助事業者は、規則第25条に定める関係書類を事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月13日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

市税納付状況確認同意書

年 月 日

岡山市長

様

住所

氏名

岡山市就農促進トータルサポート事業補助金交付要綱（以下要綱という。）
による補助金申請に当たり、市税納付状況の確認を受けることに同意します。

また、市税に滞納がある場合、要綱第3条の規定により補助金を受けられないことについて、何らの異議も述べないことを誓約します。